

自動継続外貨定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（または証書表面）記載の満期日に前回と同一期間の応当日を満期日とする外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、応当日が銀行休業日となるときは、この応当日の翌営業日を満期日とし、当該応当日が翌月となる場合には前営業日とします。また、預入日（継続日）が月末営業日の場合は、以降月末営業日を満期日とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）所定の利率とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの日数、通帳（または証書表面）記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）および当行所定の付利単位によって計算します。
- (2) この預金の利息は、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日の当該外国通貨の外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

2の2. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

3. (預金の解約・書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約するとき、通帳式の場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ通帳とともに口座開設店に提出してください。証書式の場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ証書とともに口座開設店に提出してください。
- (3) 前項の解約・書替継続の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約・書替継続を行いません。
- (4) 円貨による払戻しは、払出日の当行所定の換算相場により換算のうえ支払います。

(5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が外貨預金共通規定第10条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

4. (自動解約入金後の通帳の効力)

為替予約の実行により満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は通帳記載のこの預金は解約されたものとします。

5. (差引計算)

当行が預金者に対し弁済期の到来している債権を有するときには、この預金を解約のうえいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当できることとします。その場合、この預金は相殺または弁済時における当行所定の換算相場により、円貨または預金者の債務と同種の通貨に換算するものとします。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳（または証書）は、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間については約定利率、満期日以後の期間については、当行の計算実行時の当該外国通貨の外貨普通預金利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものと

ます。

- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)